

【第1回ホームレス自立支援推進会議での御意見】

参考2

	意見等	対応
1	<p>前回資料2の3目標値と現状値の比較について、県内の全市町村数の記載があるとい</p> <p>い。</p>	<p>前回資料2と新旧対照表P8,14,16に「県内市町村数54」と追記します。</p>
2	<p>前回資料2のチャレンジ1と前回資料3の1ページ下から2つ目では、「ホームレス</p> <p>への適切な支援に関するガイドブックの作成を進めている」と記載されていて、前回</p> <p>資料3の4ページの一番下では、「ホームレス支援に関するガイドブックを作成して</p> <p>いる」となっているが、どちらが正しいのか。</p>	<p>既にガイドブックのたたき台がある程度まとまっており、今後委員の皆様の意見を確</p> <p>認する予定のため、前回資料3の4ページについて、「作成を進めている」と修正し</p> <p>ます。</p>
3	<p>前回資料2の3(4)就労準備支援事業の目標値54市町村の根拠について次回考え</p> <p>られるといい。</p>	<p>会議で、すべての市町村で事業が実施できるように目標値が54市町村であると申し上げ</p> <p>たところですが、数え方について補足で説明させていただきます。</p> <p>生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルより、生活困窮者自立支援法に</p> <p>基づく事業等の実施主体は、福祉事務所設置自治体であるとされているため、県内17</p> <p>町村については、福祉事務所ごとに6つの圏域に分け、事業を実施しています。</p> <p>具体的には、印旛圏域で実施して2町、長生圏域で実施して6町村、夷隅圏域で実施</p> <p>して2町、香取圏域で実施して3町、山武圏域で実施して3町、安房圏域で実施して</p> <p>1町と、合計6圏域実施で17町村と数え、そこに事業実施済みの30市を加えて、現在</p> <p>は54市町村のうち47市町村の実施となっております。</p>
4	<p>前回資料3の6ページ、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、検討</p> <p>に至っていない」ではなく「実施に至っていない」が適当ではないか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、実施に至っていないため、その</p> <p>ように修正します。</p>

5	前回資料3の7ページ、日常生活自立支援事業の利用者数について、記載の仕方を検討したい。	「精神障害等を持つホームレスのうち」を「精神障害等を持つ方のうち」に改め、 【利用者数】（うちホームレス数R6.3月0人）と追記します。
6	ホームレス問題の現状に高齢化があると思うが、住まいを失う恐れがある人の中には、若者や女性も見られるので、計画に取り入れてもらえればと思う。	【検討箇所】 P2,3 …路上生活に陥るおそれがある要支援者の存在が顕在化してきています。また、 住まいを失うおそれがある人の中には、若者や女性もみられます。と追記します。
7	前回資料4の5（3）の炊き出しについては削除してもいいのではないかな。	炊き出しについては、支援の方法としてあまり効果的でないことから、前回資料4の5（3）と、P20について、「食糧支援」に修正します。 【検討箇所】 P17 フードバンクによる食糧提供や、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の一環とした現物給付などの取組が推進されるよう協力を呼びかけます。と追記します。
8	アウトリーチの活動も必要ではないかな。	アウトリーチとして、巡回相談事業を行っているところですが、未実施の自治体もあることから、引き続き巡回相談事業の拡充を図ります。 【検討箇所】 P7 …ノウハウを伝え、 ていきます。 未実施の自治体にも事業の拡充を図ります。と修正します。
9	障害を抱えた方や生きづらさを抱えた方の支援も対応できるようにしたい。	【検討箇所】 P10 ホームレスの状況に応じた個々の事情に配慮した P14 高齢や傷病、障害のため就労が困難と思われる者方々に対し と修正し、そのような方々も含むと考えております。 また、AIを活用した福祉相談ツールを活用することで、今後そういった方々の支援にも対応できるようにしていきます。

10	会社寮を持つ企業に対するアプローチや啓発が、ホームレス減少に繋がるのではないか。	<p>【検討箇所】 P20</p> <p>特に、会社寮を持つ企業等に対して、ハローワーク等の関係機関と連携し、啓発を行う…と追記します。</p>
11	<p>家を失うルートが多岐に渡るため、ステップ0にもっと広範囲にできることがあるのではないかと。</p> <p>ホームレスになりそうな人はどこにいるのかをターゲットにした支援や連携が必要。</p>	<p>【検討箇所】 P7ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への相談機関の周知</p> <p>現在、家や居場所を失うおそれのある人は、生活困窮者や高齢者、障害者のみならず、女性や若者、性的マイノリティなど多岐に渡ると考えられます。そのため、AIを活用した福祉相談チャットを設置し、福祉相談窓口が分からないといった相談ニーズを幅広くキャッチし、中核地域生活支援センターと連携するとともに、適切な支援先につなげることを目指します。と追記します。</p>
12	ニーズキャッチをする人たちとどう繋がるか。その情報をどこに集め、整理し振り分けるか、仕組みを示せるといい。	
13	行政が条例を守っている団体と守っていない団体の無料低額宿泊所を使い分ける必要がある。	<p>【検討箇所】 P22</p> <p>さらに、県では、社会福祉法の改正により、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するとともに、無料低額宿泊所における社会福祉住居施設の届出を着実に推進します。</p> <p>また、令和6年10月の社会福祉法の改正により無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の規程を設けるとともに、届出違反の罰則が設けられました。これに伴い、県として市町村と連携のもと、無届事業者に対する届出推奨を行うとともに、立入検査において施設の運営状況等を確認し、必要に応じて指導を行います。と追記し、</p> <p><キーワード>に</p> <p>また、令和6年10月の社会福祉法の改正により、無届の疑いがある施設に係る、市町村から都道府県への通知の規程を設けるとともに、届出違反の罰則が設けられました。と追記します。</p>

14	施設管理所管部局のホームレス問題に対する認識が低下しているため、連携が必要ではないか。	ご指摘の通り福祉部局と施設管理所管部局等との連携は重要であり、P19に記載があるように、市町村等に周知して参ります。
後日意見		
15	前回資料5の骨子案チャレンジ5「ホームレス」の人権擁護について、「」は不要ではないか。	修正します。
16	日常生活自立支援事業については、「チャレンジ5 ホームレスの人権擁護」ではなく「ステップ4（1）③住まいの場における生活支援」の一事業としての位置づけが適切ではないか。	【検討箇所】 P13 日常生活自立支援事業には生活支援だけでなく、権利擁護の一面もあるため、現行の記載に加え、「ステップ4（1）③住まいの場における生活支援」にも日常生活自立支援事業について以下のとおり追記します。 …家計改善支援事業や日常生活自立支援事業の活用などにより、…
17	前回資料2について、数字上の達成・未達成については理解できたが、内容についての進捗が、書面から理解することが難しかった。	計画の評価については前回資料2、計画の取組みに関する実施状況については前回資料3でまとめたところですが、今後はできるだけ数値でお示しするなど、わかりやすくなるよう工夫して参ります。
18	車上生活、インターネットカフェ、知人宅に住んでいる方等見えないホームレスについて把握していく必要がある。 会長から情報提供があった「若者の見えないホームレス化」についての対策も検討の必要がある。予防的な対応の一つとして、子ども、若者への早期の情報提供が大切であると考えている。	見えないホームレスや、子ども・若者に情報が届くよう、生活困窮者自立支援制度等についてSNS等で情報発信して参ります。併せて、AIを活用した福祉相談チャットを設置することで、様々な相談ニーズを適切な支援先につなげることを目指します。 【検討箇所】 P7 また、そのような方々にも支援が行き届くよう、SNS等で情報発信を行い、周知を図ります。と追記します。